

取引の適正化（公正取引委員会・中小企業庁が所管）

・書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、直ちに、取引条件を明示しなければなりません。

・報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払わなければなりません。

・禁止事項

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはなりません。

- 【●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し】

就業環境の整備（厚生労働省が所管）

・募集情報の的確表示

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならず内容を正確かつ最新のものに保たなければなりません。

・育児介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。

・ハラスメント対策に係る体制整備

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することがないように相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。

・中途解除等の事前予告

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならず。予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければなりません。